



## 共同募金配分申請書作成にあたっての留意事項（福祉施設配分）

□提出期限：平成28年5月31日（火）

□提出先：各市町村共同募金委員会（各市町村社会福祉協議会内）

共同募金配分金は、県民の皆様からお寄せいただいた寄付金をもとに、地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人やNPO法人等の拠点施設となる社会福祉施設・事業所等が行う備品・設備及び福祉車両の整備、または、建物の改修・補修などに活用されるものです。

なお、毎年募集を行っている「赤い羽根ボランティア団体・NPO活動支援事業」は、いわゆるソフト事業を助成対象とし、福祉車両の整備、備品・設備整備は助成対象外となりますので、備品・車両整備、施設整備は本助成事業へ申請してください。

また、「NHK歳末たすけあい配分」、または、「赤い羽根ボランティア団体・NPO活動支援事業」など、同一施設が他の助成事業と重複して申請することはできませんので、ご注意ください。

平成29年度実施事業について、共同募金配分金を要望する場合は、「平成28年度共同募金配分申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、各市町村共同募金委員会へ提出期限までに提出してください。

（注）見積書は、適正な価格となるよう比較検討していただき、原則として2社以上の見積書を徴取してください。

### 1. 配分基準について

- （1）配分対象となるのは、社会福祉法人・NPO法人等が社会福祉を目的として事業を行う社会福祉施設・事業所等とします。
- （2）事業開始（施設開所）から配分申請書の提出までに、1年以上の経歴がない場合は申請することができません。（注：平成27年3月31日までに開所のこと）
- （3）配分対象となる事業は、設備・備品等の整備、ならびに福祉車両の整備、施設の改修・補修事業とします。
- （4）介護保険サービス事業、事務機器整備、また、緊急性、妥当性のない整備事業は、配分の対象としません。
- （5）原則として、配分金以外の財源で当該事業が実施可能と認められるものは、配分の対象としません。
- （6）1法人につき1施設（事業）のみ配分対象とします。
- （7）当該年度配分の対象となった場合、原則として、以後3年間は配分の対象としません。
- （8）配分決定前の備品等購入や工事の着工はできませんので、ご注意ください。  
（注：事業実施は、平成29年4月1日以降となります。）
- （9）配分決定後、定められた期限内に事業が完了しない場合、配分決定の取消しとなる場合があります。

※上記（1）～（9）は、「共同募金配分要綱」、「共同募金配分要領」から主な注意点を抜粋していますので、その他の内容については「配分要綱」、「配分要領」を確認してください。

## 2. 補助率及び配分限度額について

補助率は、事業費総額の3/4以内（千円単位切り捨て、万円単位）とし、車両整備については、車両本体価格のみ配分対象とします。

なお、配分限度額は、施設種別・事業内容により異なりますので、「配分要領」にて確認してください。

ただし、募金状況や申請状況によっては要望額に十分に添えない場合も考えられますので、予めご了承ください。

(注) 車両整備は、別途、車体両側面への助成明示(※)をお願いしておりますが、この経費につきましては各自負担とさせていただきますので、予めご了承ください。

※本会ホームページ「助成明示・周知について」を参照のこと

## 3. 配分対象事業の実施期間について

平成29年4月1日から平成29年12月末までに実施完了する事業を対象とします。

## 4. 配分申請書の提出先及び提出期限について

所定の配分申請書に関係書類を添付し、平成28年5月31日(火)までに、岡山県共同募金会各市町村共同募金委員会(各市町村社会福祉協議会内)へ提出してください。

(注：岡山県共同募金会への提出ではありませんので、ご注意ください。)

配分申請書は、各市町村共同募金委員会及び岡山県共同募金会まで請求するか、岡山県共同募金会ホームページ(<http://akaihane-okayama.or.jp/>)からダウンロードしてください。

## 5. 審査決定について

審査選考は本会配分委員会において行い、平成29年3月下旬に開催の本会理事会・評議員会にて決定後、採否について各施設へ通知します。

また、配分が決定した施設には、平成29年4月開催の「共同募金配分交付式」にて配分決定通知書を交付します。

## 6. その他

今回、配分申請をする事業について、他の財団等による助成が決定した場合、また、当初申請した事業内容に変更がある場合は、すみやかに本会へご連絡ください。

## 7. お問い合わせ

社会福祉法人岡山県共同募金会(担当:植野)

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ3階

TEL: 086-223-0065/FAX: 086-223-0083

E-mail: [akaihane@kirameki-plz.com](mailto:akaihane@kirameki-plz.com)

URL: <http://akaihane-okayama.or.jp/>

## 8. 配分申請書記入欄の内容説明

配分申請書の□には該当する箇所を選択し（を入れる）、空欄には、下記の内容説明を参照のうえ、必要事項を記入してください。

項目	内容説明	
①法人名	法人格・法人名称及びふりがなを記入してください。	
②代表者職氏名	職名（理事長等）及びふりがなを記入してください。※代表者印を押印のこと	
③法人認可年月日	法人が認可を受けた年月日を記入してください。	
④施設・事業所名	施設・事業所名及びふりがなを記入してください。	
⑤施設・事業種別	施設種別・事業種別を記入してください。	
⑥施設長職氏名	職名（施設長等）及びふりがなを記入してください。※施設長印を押印のこと	
⑦所在地	施設・事業所の住所、電話・FAX番号を記入してください。	
⑧開所年月日	施設・事業所の開所（事業開始）年月日を記入してください。	
⑨定員及び現在員	施設・事業所の定員及び平成28年4月1日現在の現在員を記入してください。	
⑩事務担当者	申請内容について、担当者の方に問い合わせる場合がありますので、日中常時連絡可能な連絡先を記入してください	
⑪事業名	配分申請する事業名を記入してください。 (例) ○○○のための□□□□整備事業	
⑫事業区分	㊦備品・車両整備事業	備品・車両整備の内容について、選択 <input checked="" type="checkbox"/> してください。
	㊧施設整備事業	施設整備の内容について、選択 <input checked="" type="checkbox"/> してください。
⑬配分申請額	配分申請額（千円単位切り捨て／万円単位）を記入してください。 補助率は事業費総額の3/4以内とし、車両は本体価格のみ配分対象とします。 配分限度額は、施設種別・事業内容により異なるため、「配分要領」にて確認してください。	
⑭事業費総額	今回、配分申請する事業の総額を記入してください。	
⑮事業実施時期	事業着手及び事業完了する予定時期について記入してください。 事業の実施期間は、平成29年4月1日～平成29年12月31日の間とします。 ※平成29年度内のなるべく早い時期での実施完了をお願いします。	

項 目	内容説明
<p>⑩添付書類</p> <p>※添付する書類に漏れないようご注意ください。</p>	<p><b>業者発行の見積書</b>（コピー可）</p> <p>適正な価格となるよう、いくつか比較検討したうえで、業者を選定いただき、<u>原則として2社以上の見積書を徴取してください。</u></p> <p><b>カタログ</b>（コピー可）</p> <p>購入予定の備品や車両が分かるよう、<u>付箋やマーカー等で標示してください。</u></p> <p><b>現状写真</b></p> <p>備品・車両の更新、施設の改修・補修等においては、現状が分かる写真を必ず添付してください。</p>
<p>⑪事業の目的と配分金の必要性</p>	<p>配分申請事業の目的や配分金を必要とする理由、また、事業実施により期待される効果など、具体的に記入してください。</p>
<p>⑫更新備品・車両、建物の状況</p>	<p>更新予定の備品、車両及び建物の状況について、使用年数、総走行距離等、⑦～⑨の該当する箇所に具体的な数値を記入してください。</p>
<p>⑬事業の収支</p>	<p>配分を申請する事業の収支予算の内訳を記入してください。</p> <p>[注] <u>収入内訳合計と支出内訳合計は、必ず一致させてください。</u></p>
<p>⑭助成明示</p>	<p>配分が決定した場合、共同募金の配分を受けて実施した事業であることを表示していただく「助成明示」を必須としておりますので、その際、どのように周知するのか、その方法について記入してください。</p> <p>（例）広報誌に備品の写真を掲載し、配分を受けたことを報告する。</p>
<p>⑮共同募金への協力</p>	<p>今後、施設・事業所として、共同募金へ協力できることについて、具体的に記入してください。</p> <p>（例）募金箱設置、共同募金ポスター掲示、街頭募金活動への参加協力</p>
<p>⑯過去3年の助成実績</p>	<p>共同募金以外で、過去3年以内に助成実績がある場合は、助成事業名、助成年月、助成金額等を記入してください。</p>
<p>⑰他の財団等への助成申請</p>	<p>今回、配分を要望する事業について、現在、他の助成事業等へ申請している場合（申請予定も含む）は、その助成事業の名称及び財団名を記入してください。</p> <p>[注] 配分申請書提出後、他の財団による助成の対象となった場合は、すみやかに本会宛ご連絡ください。</p>